

夏 季 賞 与 妥 結

基本給額の2.5ヵ月

支払日 7月7日以降

J R 四国労組は、申第23号「平成29年度夏季賞与の要求について」及び申第24号「平成29年度準組合員（契約社員）の夏季賞与の要求について」団体交渉を開催し、会社側より回答を引き出した。（詳細は別紙参照）

『会社側の回答』

平成28年度においては、基幹事業部門である高速バスの運送収入は、台風や積雪の影響による運休が少なかったことや続行便の運行便数が前年を上回ったことなどによる若干の増収がありました。

また、軽油価格が前年度から引き続き安価に推移したことに加え、修繕費ほか業務経費全般の削減にも積極的な取り組みを展開しました。

このような経営環境のなか、売上高は、対前年1.0%増となり、経常利益は、対前年3.9%増の331百万円となり、当期純利益は3.9%減の235百万円を確保できたことは、労使一体かつ相互理解と協調の賜であったと考えます。

平成29年度のバス事業を取り巻く経営環境は、石油の低価格は不安定な要素を含んでおり、楽観することなく将来を見据えて、間接部門の業務運営の効率化や運行部門と販売部門のコスト削減とも合わせ、基幹的事业である高速バス路線の収益性の向上に取り組む、その他部門での収入確保の模索などを行うなかで、強靱な経営体質作りに引き続き取り組みすることが必要とされ、厳しい局面も想定されます。

一方、人口減少が予測される将来に向けてのバス輸送には、大きな課題がありますが、今後とも一層の安全確保と安定経営に向けた基盤整備に、労使一体となって邁進できることを大いに期待するとともに、平成28年度の経営成績が好成績であったことを勘案して、貴組合の要求に応えるべく下記のとおり回答します。

【これに対し組合は】

これまで組合は「組合員一人ひとりの『安全・安心輸送』を第一義とした日々の取り組みに加え『サービス運動の推進』や『エコ運転の実施』などに理解と協力を示してきた。その結果、事業計画を上回る利益を確保することができたことから、その努力を夏季賞与に反映すべきである」等を強く訴えてきた。

交渉後、回答を持ち帰り検討した結果、この間の取り組みに対する評価や主張を考慮した回答であり、昨年の年末賞与を0.02ヵ月分上回ったことなどについて議論し、これ以上の前進は困難であると判断し16時に妥結した。

以 上

回 答 書

平成 29 年 6 月 16 日
ジェイアール四国バス(株)

1 社 員

(1) 支給率

基本給額の 2.5ヶ月分 とする。

(2) 成績額

労働条件に関する協約及び賃金規程に定めるところにより、成績額については、下記のとおり取り扱う。

ア 成績額(増額)は、調査期間内における勤務成績に応じて、次のとおりとする。

「10万円」、「9万円」、「8万円」、「7万円」、「6万円」、「5万円」、「4万円」、「3万円」、「2万円」、「1万円」

イ 成績額(減額)は、調査期間内における懲戒処分及び勤務成績に応じて、次のとおりとする。

「10万円」、「9万円」、「8万円」、「7万円」、「6万円」、「5万円」、「4万円」、「3万円」、「2万円」、「1万円」

2 契約社員

(1) パートナー社員区分1 (月給、日給適用者、定年退職再雇用者① ※)

ア. 基準額

調査期間内の 勤務日数 \ 職種	運転係 運転係(シニアスタッフ)	構内運転係 構内運転(シニアスタッフ) 点呼等(シニアリーダー)	営業係【バスプラザ・ 予約センター】・事務係、 営業・事務各係(シニア スタッフ)
65日以上120日未満	120,000円	85,000円	85,000円
120日以上	240,000円	170,000円	170,000円

注：調査期間内の勤務日数には、年休日及び有給休暇日を含む。

※定年退職再雇用者①に区分される該当者は次のとおりとする。

(該当者1)生年月日昭和32年4月1日以前の男性

老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢62歳以下が適用となる者かつ、契約基本賃金の算定が定年退職時の基本給額の80%、75%が適用される者

(該当者2)生年月日昭和33年4月1日以前の女性

老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢60歳が適用となる者かつ、契約基本賃金の算定が定年退職時の基本給額の50%が適用される者

イ. 加算額

調査期間内の勤務成績が特に優秀な者に対して、基準額に1万円、2万円、3万円、4万円、5万円のいずれかの加算を行う。

ウ. 減算額

調査期間内の勤務成績が特に良好でない者に対して、基準額に1万円、2万円、3万円、4万円、5万円のいずれかの減算を行う。

(2) パートナー社員区分2 (定年退職再雇用者②)(ただし月給、日給適用)※)
ア. 基準額

調査期間内の\ 職種 勤務日数 \	運転係(シニアスタッフ)	構内運転(シニアスタッフ) 点呼等(シニアリーダー)	営業係【バスプラザ・ 予約センター】・事務係 (シニアスタッフ)
65日以上120日未満	B 円	B 円	B 円
120日以上	A 円	A 円	A 円

注：調査期間内の勤務日数には、年休日及び有給休暇日を含む。

付記：支給額(A及びB)の算出(考え方を示すもので、結果は個々人別となる。)

支給額A＝ 契約基本賃金×支給率

支給額B＝ 契約基本賃金×支給率×0.5

なお、A及びBにおける支給率は、社員に適用する支給率とする。

また、契約基本賃金は、退職時の基本給額×0.7を適用する。

※定年退職再雇用者②に区分される該当者は次のとおりとする。

(該当者)生年月日昭和32年4月2日から昭和34年4月1日の男性

老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢63歳が適用となる
者で、62歳に到達するまでは契約基本賃金の算定が定年退職時の
基本給額の70%が適用される者のうち、平成29年夏季以降の賞
与の基準日(6月1日、12月1日)及び支払日に在籍する定年退職再雇用
者

イ. 加算額

調査期間内の勤務成績が特に優秀な者に対して、基準額に1万円、2万円、
3万円、4万円、5万円のいずれかの加算を行う。

ウ. 減算額

調査期間内の勤務成績が特に良好でない者に対して、基準額に1万円、
2万円、3万円、4万円、5万円のいずれかの減算を行う。

(3) サポーター社員(時給適用者)

ア. 基準額

調査期間内の労働時間	支給額
240時間以上350時間未満	48,000 円
350時間以上450時間未満	65,000 円
450時間以上550時間未満	85,000 円
550時間以上750時間未満	104,000 円
750時間以上950時間未満	135,000 円
950時間以上	168,000 円

※労働時間は、時間外労働時間を含む総労働時間とし、年休日を除く。

イ. 加算額

調査期間内の勤務成績が特に優秀な者に対して、基準額に1万円、2万円、
3万円、4万円、5万円のいずれかの加算を行う。

ウ. 減算額

調査期間内の勤務成績が特に良好でない者に対して、基準額に1万円、
2万円、3万円、4万円、5万円のいずれかの減算を行う。

3 支給日

平成29年7月7日(金)以降準備でき次第とする。